

令和3年3月10日

住宅局市街地建築課

マンション管理適正化法における基本方針・管理計画認定基準等について議論
～マンション管理の新制度の施行に関する検討会（第5回）をWeb会議で開催～

改正マンション管理適正化法の全面施行に向け、基本方針や管理計画認定制度における認定基準、及び法改正やデジタル化への対応等を踏まえたマンション標準管理規約の改正について、前回までの議論を踏まえた総括的な議論を行うため、第5回マンション管理の新制度の施行に関する検討会を次のとおり開催します。

※「マンション管理の新制度の施行に関する検討会」とは、令和2年6月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律」が成立したことを受け、国による基本方針、管理計画認定制度等の新制度の施行に関して議論するため、昨年7月に有識者、関係団体等による検討会として国土交通省に設置されたものです。

1. 日時：令和3年3月17日（水）10時00分～12時00分

2. 会議形式：Web会議

3. 議題（予定）：

(1) 法改正及びデジタル化への対応等に係る標準管理規約の改正（案）について

(2) 改正マンション管理適正化法の施行に向けた検討について

① 地方公共団体における取組み状況

② 管理計画認定制度における認定基準（案）

③ 基本方針（案）

4. 委員：別紙のとおり

5. 傍聴等：

・本会議は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、傍聴はWeb上でのみとさせていただきます。なお、通信状況によって、映像の乱れや一時的な停止があることをあらかじめご了承ください。また、Web会議の都合上、アクセス数に限りがありますので、1社（団体）につき1名までとさせていただきます。希望者多数の場合は先着順とさせていただきます。

・Web会議となりますので、冒頭のカメラ撮りは実施いたしません。

・Web上での傍聴を希望される方は、令和3年3月15日（月）12時までに、以下のとおりメールにてご連絡ください。

件名：【傍聴希望】第5回 マンション管理の新制度の施行に関する検討会

本文：氏名（ふりがな）、所属、メールアドレス、直通電話番号

送信先：hqt-mansion★gxb.mlit.go.jp（★を@に変えて送信してください）

傍聴の可否については、3月16日（火）中にご連絡します。

6. その他

会議資料及び議事要旨は、後日以下の国土交通省ホームページに掲載します。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr5_000043.html

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室 課長補佐 塚越 （内線 39-643）

企画調整係 吉岡 （内線 39-682）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8509 FAX：03-5253-1631